

契約書がなくても契約！

普段の買い物も契約、口約束だけでも成立
買い手が申し込み、売り手が承諾すれば契約は成立する

手口と対策

電子契約

パソコン、スマホなどによるインターネット取引

- ・ネットショッピング

→購入するときに確認画面で
契約内容を確認する



- ・ワンクリック請求

→画像や年齢認証をクリックしただけでは
契約は成立していない。連絡しない。

その場ですぐに契約しない！

契約条件をよく確かめる！

困ったら消費生活センターへ

近くの消費生活相談窓口につながる
→消費者ホットライン 188

名古屋市消費生活センター

→052-222-9671（月～土 9：00～16：15）



ウェブサイト



Twitter



Facebook

制作 名古屋市立工芸高等学校 グラフィックアート科

